

全国健康保険協会の業績に関する評価（船員保険）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等			
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進				
<p>【評価の視点】 加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のための取組みを総合的に推進しているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>加入者の疾病予防を目的として特定健康診査等を実施したほか、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」や船員の食生活をテーマとした小冊子の配布など、健康増進の意識の向上に向けた取組みを行っています。</p> <p>加入者の皆様に対して「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」などを送付することにより医療費に関する積極的な情報提供を行うとともに、レセプト点検において、査定事例の共有化や点検員研修等の実施による点検技術の向上を図るなど、医療費の適正化等を目的とした取組みを行っています。</p> <p>このほか、今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、加入者の皆様の医療費の傾向やオーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における医療機関の受診行動について調査分析を行うなど、保険者としての取組みを総合的に推進しました。</p>			
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化などの保険者としての取組みを強化するため、「医療費通知」の送付や下船後の療養補償の適正受診の促進などに取り組むとともに、24年度においては「ジェネリック医薬品の使用促進」や「被扶養者資格の再確認」などの船員保険が協会に移行された後の新たな取組みにも着手しました。 ・特定健診等については、実施率の向上に向けて「実施機関の拡大」、「受診手続きの簡素化」、「特定保健指導の利用者負担額の軽減」などの各種取組みを行っています。 ・保健事業としては、このほか、健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」や船員の食生活をテーマとした小冊子の配布など、健康増進の意識の向上に向けた各種取組みも行っていきます。 ・また、今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、加入者の皆様の医療費の傾向のほか、オーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における医療機関の受診行動について分析を行っています。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">B</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><委員ご意見></p> </td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> <p><最終評価></p> </td> </tr> </table>	B	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>
B	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>		

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画		評価等	
(2) 情報提供・広報の充実			
<p>【評価の視点】 加入者や船舶所有者の視点を意識し、ホームページや船員関係機関誌等により、わかりやすく積極的な情報提供・広報を適切に実施しているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページや関係団体の機関誌を活用し、タイムリーな情報提供と丁寧な広報活動に努めています。</p> <p>ホームページには、申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載しました。また、25年3月の協会ホームページのリニューアルに伴い、申請書ダウンロードや保険料額表など、アクセスの多いページへのリンクを設定したバナーをトップページに設置するなど、レイアウトも見直しました。さらに、船員保険の各種申請について説明したコンテンツ「こんなときどうする」及び「よくあるご質問」を新設するなど、加入者や船舶所有者の皆様に役立つ情報の提供に努めています。</p> <p>インターネットを利用いただけない加入者や船舶所有者の皆様を含め、幅広い広報を目的に、船員保険の業務を簡潔に紹介した「船員保険業務のご案内」を作成し、25年3月に労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの関係機関の窓口に設置していただきました。（配布内訳：労働基準監督署約5,000部、年金事務所約3,000部、協会支部約2,000部）</p> <p>また、船員保険の運営状況等について解説した「船員保険通信」を作成し、24年11月に被保険者及び船舶所有者に配布しました。（配布内訳：被保険者約60,000部、船舶所有者約5,000部）</p> <p>なお、保険料率変更リーフレットや健診案内リーフレット等を配布するとともに、関係団体の機関誌等に健診案内などの情報を掲載していただきました。</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムリーで効果的な広報活動を行うため年度当初に「船員保険広報実施計画」を策定し、関係団体の協力も得ながら計画的に広報を実施しました。 ・「船員保険業務のご案内」は3年目、「船員保険通信」は2年目であり、25年度以降も内容を工夫し、船員保険関係者において船員保険の内容や財政状況等をわかりやすく確認できる資料として定着させていきます。 ・なお、広報という観点で言えば、「下船後の療養補償」の制度周知や「柔道整復施術療養費」の適正受診に関する広報活動も行ったほか、保健事業（健康づくり事業）の一環として、普及啓発用の小冊子を配布する等の取組みも行うことができました。 ・今後とも、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報を実施し、情報発信力を強化していきます。 	A	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等										
(3) ジェネリック医薬品の使用促進											
<p>【評価の視点】 ジェネリック医薬品希望カードの配付や自己負担額軽減効果通知サービスを実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>船員保険加入者へのジェネリック医薬品の使用促進として以下の取組みを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付し、ジェネリック医薬品に切替えることでどれくらい窓口負担が軽減されるのかお知らせする。 ・ジェネリック医薬品希望カードを送付し、加入者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝えやすくする。 ・ホームページや関係団体の機関誌等を通じた、ジェネリック医薬品に関する広報。 <p>【ジェネリック医薬品軽減額通知】 先発医薬品を長期服用している25歳以上の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担の軽減が一定金額以上見込まれる方に対し、薬代の自己負担の軽減額を通知しました。24年11月に2,843人の方に通知し、24.2%にあたる687の方がジェネリック医薬品に切り替えています。これによる医療費の軽減効果額は、1ヶ月あたり約100万円（自己負担分で約30万円、保険給付分で約70万円）であり、単純に1年間に推計すると年間約1,200万円の財政効果となります。</p> <table border="1" data-bbox="470 510 940 582"> <thead> <tr> <th>通知者数</th> <th>切替者数</th> <th>切替率</th> <th>軽減効果額(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,843人</td> <td>687人</td> <td>24.2%</td> <td>約1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ジェネリック医薬品希望カード付リーフレット】 ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師に伝えやすくするための「ジェネリック医薬品希望カード付リーフレット」を50,000枚作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」に同封することにより配布しました。</p>			通知者数	切替者数	切替率	軽減効果額(年間)	2,843人	687人	24.2%	約1,200万円
通知者数	切替者数	切替率	軽減効果額(年間)								
2,843人	687人	24.2%	約1,200万円								
<p><自己評価></p> <p>A</p> <p>・協会が平成22年1月に船員保険の保険者となってから、初めての取組みでしたが、通知後におけるジェネリック医薬品の切替率において、先行実施している協会けんぽとほぼ同水準の成果を上げることができました。</p> <p>・その結果もあって、船員保険の医療給付費におけるジェネリック医薬品の使用率は、金額ベース・数量ベースともに向上しています。</p> <p>(ジェネリック使用率)</p> <table border="1" data-bbox="89 1053 470 1141"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知時</th> <th>効果測定時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額ベース</td> <td>5.8%</td> <td>7.6%</td> </tr> <tr> <td>数量ベース</td> <td>17.6%</td> <td>20.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 通知対象者2,843人のデータ</p> <p>・25年度においては、「軽減額通知」に関し、通知条件の変更により送付対象者を拡大する等の必要な見直しを行った上で、引き続き、その推進を図っていきます。</p>		通知時	効果測定時	金額ベース	5.8%	7.6%	数量ベース	17.6%	20.6%	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>
	通知時	効果測定時									
金額ベース	5.8%	7.6%									
数量ベース	17.6%	20.6%									

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画		評価等	
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保			
<p>【評価の視点】 医療費適正化、業務改革等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>24年度の船員保険の収入は487億円であり、その主な内訳は、保険料等交付金が359億円、疾病任意継続被保険者保険料が14億円、国庫補助金・負担金が30億円、職務上年金給付費等交付金が72億円です。一方、支出は459億円であり、その主な内訳は、保険給付費が266億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が117億円、介護納付金が33億円、業務経費・一般管理費が32億円です。</p> <p>平成19年の制度改革の効果もあり、船員保険の直近の財政状況は安定していますが、被保険者数の減少傾向や1人当たり医療費の増加傾向は継続しており、今後とも、各種指標の動向等を見極めながら、安定的な財政運営に努めていく必要があります。</p> <p>また、今後も安定的な財政運営を確保するため、被保険者数の減少傾向や1人当たり医療費の増加傾向を踏まえた船員保険の中期的収支見通しを作成し、船員保険協議会に報告していきます。</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の疾病予防や健康増進等の取組みについては、特定健診等の促進に努めるとともに、個人ごとの健診結果を踏まえたオーダーメイドの「情報提供冊子」や食生活に関する「普及啓発用の小冊子」の配布等を実施しました（具体的には、「3. 保健・福祉事業の着実な実施」を参照）。 ・医療費適正化等の取組みについては、「下船後の療養補償」や「柔道整復施術療養費」に関する広報等を実施しました（具体的には、「2. 船員保険給付等の円滑な実施」を参照）。 ・今後とも、被保険者数や一人当たり医療費などの各種指標の動向等を注視しつつ、中長期的な財政状況を見極め、船員保険協議会における関係者の意見等を踏まえた上で、将来の保険料率の設定を行う等、安定的な財政運営に努めていきます。 	B	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等								
(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用									
<p>【評価の視点】 船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行っているか。 運用状況は定期的に船員保険協議会において報告しているか。</p>	<p><事業報告（概要）> 船員保険の準備金は、今後の保険給付費等の支払いに備えるほか、被保険者の皆様の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有しています。この準備金は、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しており、24年度の運用益は約8,000万円となっています。 なお、運用状況については、前年度の運用状況（決算）を毎年7月に定期報告しています。（24年7月は23年度の運用状況を報告）</p> <p>[運用状況]</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">24年度</td> </tr> <tr> <td>年度末運用資産残高</td> <td>約302億円（未収利息約2千万円）</td> </tr> <tr> <td>利回り</td> <td>実現利回り0.272%（総利回り0.265%）</td> </tr> </table>				24年度	年度末運用資産残高	約302億円（未収利息約2千万円）	利回り	実現利回り0.272%（総利回り0.265%）
	24年度								
年度末運用資産残高	約302億円（未収利息約2千万円）								
利回り	実現利回り0.272%（総利回り0.265%）								
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行うこととし、満期保有を原則とした国債での運用を行うこととしています。 ・24年度も国債による運用により、確実に運用益を上げています。 	A	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>						

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画		評価等	
(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い			
<p>【評価の視点】 保険給付を確実かつ迅速に支払うとともに、不適切な申請事例に対しては厳格な対応や適正受診の促進を図っているか。 下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務外給付支給額：傷病手当金15億7,880万円（支給件数5,766件）、出産手当金1,002万円（支給件数28件）、出産育児一時金4億8,363万円（支給件数1,153件） 高額療養費（償還払い）1億2,227万円（支給件数1,819件）等 ・職務上上乘せ給付等支給額：休業手当金1億5,147万円（支給件数1,071件）、障害年金・遺族年金702万円（24年度末の受給権者数7人）、 障害手当金・遺族一時金2,432万円（支給件数28件）等 ・経過的職務上給付支給額：傷病手当金2億4,459万円（支給件数643件）、障害年金・遺族年金41億4,463万円（24年度末の受給権者数2,276人）、 障害手当金・遺族一時金7,828万円（支給件数14件） <p>このほか、24年度からは休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金についても支給対象者694名に受給勧奨状を送付し、1億2,401万円（同620件）を支給しました。また、経過的特別支給金についても、支給対象者39名に受給勧奨状を送付し、4,339万円（同34件）を支給しました。 また、東日本大震災の被災者の方の一部負担金免除に関しては、福島第一原発事故の警戒区域等の被災者の方について、免除期間が延長されたことから、24年9月及び25年2月に免除期間を更新した証明書を送付しました。（免除証明書更新件数（25年2月時）：18件） さらに、船員保険給付を適正に行うため、下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者の皆様には医療費通知の送付時に、また、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットを配布しました。柔道整復施術療養費に関しても、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者の皆様に文書による照会を実施（349件）するとともに、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを配布しました。下船後の療養補償や柔道整復施術療養費に関しては、このほかに関係団体の機関誌等に広報記事を掲載いただきました。</p> <p>○ サービススタンダードの達成状況について サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、24年度全体では99.9%であり、24年8月、12月及び25年1月以外は毎月100%を達成しました。また、平均所要日数は6.04日でした。サービススタンダードの達成率については、100%には満たなかったものの99.9%を達成することができ、平均所要日数については、昨年より1日以上短縮した上で、目標を達成することができましたが、さらに申請書の審査・支払の進捗状況の管理方法の見直しを進め、一層の向上に努めています。</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付に関しては、サービススタンダードの達成に努める等、着実に実施しました。 ・また、保険給付を適正に行うため、傷病手当金等の現金給付等に関しては、審査の際に必要な応じ医師照会等を行ったほか、柔道整復施術療養費や下船後の療養補償に関しては重点的に適正受診に係る文書照会や広報を実施しました。 ・柔道整復施術療養費については、積極的な文書照会等の結果、不適正な事例について一定の効果（加入者1人当たりの給付額及び申請書1件当たりの給付額の減少）を得ることができました。また、下船後の療養補償については、関係団体のご協力により例年より充実した広報ができましたが、今後とも制度の一層の周知を図るべく、取組みを継続していきます。 ・さらに、24年度においては、船員保険協議会での議論を経て、4月及び12月に、22年1月以降労災保険の受給者となった者に対する上乘せ給付として、新たに経過的特別支給金等を支給することとされたことから、労災保険よりこれら受給者のデータ提供を受けるとともに、対象者に受給勧奨状を送付し、請求漏れを防ぐ取組みも積極的に行いました。 ・引き続き、船員保険の各種給付について、適正な支給に努めるとともに、迅速な支払いに努めていきます。 	A	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画 評価等

(2) サービス向上のための取組

【評価の視点】
 ・お客様満足度調査等による加入者の意見・ニーズの把握
 ・申請書等の様式やパンフレットの改善など、サービス向上の取組みはどうか。
 保険給付等の迅速な支払、保険証の迅速な交付に努めているか。

【目標指標】
 ・職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード）
 ・サービススタンダードの達成率：100%
 ・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3営業日以内

【検証指標】
 ・お客様満足度
 ・お客様からの苦情・意見の件数とその内容

<事業報告（概要）>

【お客様満足度調査】

加入者の皆様の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました（24年8月～25年2月）。結果については、職員の応接態度に対する満足度を除いた指標は前年度に比べ向上しました。

指標	平成23年度	平成24年度	対前年度比
申請に対する満足度	38%	44%	6%
手続き方法に対する満足度	33%	40%	7%
職員の応接態度に対する満足度	59%	55%	-4%
サービス全体としての満足度	39%	47%	8%

なお、24年度中にお客様満足度及びアンケートの回収率の向上のために以下の取組みを行いました。
 ・ 傷病手当金の支給申請書や記入例の一部見直しを行うなどの改善に取り組み、手続き方法に対する満足度の向上に努めました。
 ・ 外部講師や職員による電話対応の研修会を実施し、職員の応接態度の質の向上に努めました。
 ・ アンケートはがきの送付時に回答協力依頼文書を同封することやホームページに同様の協力依頼を掲載し、アンケート回収率の向上に努めました。

<次頁に続く>

<自己評価>

B

<委員ご意見>

<最終評価>

・お客様満足度調査については、24年度においては、サンプル数が少ないものの職員の応接態度に対する満足度を除き各指標において前年度を上回りました。なお、職員の応接態度については、調査の途中結果も踏まえて、年度途中において、電話対応に関する研修会を企画、実施したところ、研修の前後で改善が見られたことから、同研修については25年度においても実施してまいります。また、申請書の様式についても、お客様の声を踏まえ一部見直しを行いました。
 （船員保険のお客様満足度調査において満足度が協会けんぽに比べて低い傾向にあるのは、調査方法が窓口等における対面方式ではなく、郵送方式によっており、調査対象者も疾病任意継続被保険者の資格取得者等に限られること等が少なからず影響していると考えています。）

・また、アンケート調査の回収率の向上については、調査の実施にあたり、調査対象者に対しアンケートはがきの送付時に回答への協力依頼文書を同封することやホームページに同様の協力依頼を掲載する取組みを進めた結果、一定の回収率の向上が見られました。（23年度10.8% ⇒ 24年度13.3%（協力依頼開始前10.1%、協力依頼開始後17.4%））

<次頁に続く>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(2) サービス向上のための取組			
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査等による加入者の意見・ニーズの把握 ・申請書等の様式やパンフレットの改善など、サービス向上の取組みはどうか。 ・保険給付等の迅速な支払、保険証の迅速な交付に努めているか。 <p>【目標指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード） ・サービススタンダードの達成率：100% ・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3営業日以内 <p>【検証指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度 ・お客様からの苦情・意見の件数とその内容 	<p><事業報告（概要）></p> <p><前頁からの続き></p> <p>【サービススタンダード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、24年度全体では99.9%であり、24年8月、12月及び25年1月以外は毎月100%を達成しました。また、平均所要日数は6.04日でした。 ・保険証の発行に要する日数についても、24年度の平均は2.00日（疾病任意継続被保険者分は2.32日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。 <p>【苦情・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情：7件（23年度1件） 6件増加（例：傷病手当金の審査事務において、医師照会をしているため決定に時間がかかっていることに対するもの等） ・ご意見・ご提案：5件（23年度0件） 5件増加（例：高額療養費等の申請を勧奨するのであれば、返信用封筒を入れるべき等） ・お礼・お褒めの言葉：1件（23年度0件） 1件増加（52年間船員保険でお世話になり、今回無事に国保加入の手続きができた） 		
<p><自己評価></p> <p><前頁からの続き></p> <p>・サービススタンダードの達成率については、100%には満たなかったものの99.9%を達成することができました。また、平均所要日数については、昨年より1日以上短縮した上で、目標を達成することができましたが、さらに申請書の審査・支払の進捗状況の管理方法の見直しを進め、一層の向上に努めています。なお、保険証の迅速な交付についても、積極的に取り組み、平均所要日数に関し目標を達成することができました。</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画 評価等

(3) 高額療養費制度の周知

【評価の視点】
 限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図っているか。
 未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

<事業報告（概要）>

限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることについて説明したリーフレットを作成・配布し、現物給付による支給手続きの簡素化を推進しました。

限度額適用認定証		高額療養費支給額(現物給付)		高額療養費支給額(現金給付)	
	発行枚数	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
23年度	3,023	9,349	1,076,869	2,377	186,720
24年度	3,474	10,280	1,182,406	1,819	122,266

高額療養費の未申請者の方には、請求月等の内容を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を実施しました。

高額療養費未申請者勧奨件数	
	件数
23年度	190 (21年11月～22年3月分)
24年度	1,080 (22年4月～23年10月分)

※高額療養費制度の周知実績

【制度周知用リーフレットの配布実績】
 24年 5月：船舶所有者に配布することにより、加入者へ周知。（約4,200枚）
 24年 11月：加入者へ配布。（約2,800枚）

【その他】
 24年 10月：ホームページ（船員保険マンスリー）に広報記事を掲載。

<自己評価>

A

<委員ご意見>

<最終評価>

・限度額適用認定証に関する広報について積極的に取り組んだ結果、周知が進んだと思われ、その結果として、24年度においては、高額療養費の現物給付分は対前年比で件数が10.0%増、金額が9.8%増となったのに対し、現金給付分は件数が23.5%減、金額が34.5%減となったところであり、25年度においても取組みを継続していきます。

・また、高額療養費の支給申請の勧奨については、対象受診月から勧奨までの期間の短縮を図り、サービスの向上に努めました。（24年度実績：22年4月診療分から23年10月診療分まで（19か月分）の勧奨を行いました。）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画		評価等	
(4) 被扶養者資格の再確認			
<p>【評価の視点】 無資格受診の防止や、高齢者医療費拠出金負担の適正化を図るため、日本年金機構との連携のもと、船舶所有者等の協力を得つつ、的確に行っているか。</p>	<p><事業報告（概要）> 保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て実施しました。被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認し、届出漏れが確認された者については、これを適正に処理しました。 なお、平成25年度においても引き続き実施することとしており、平成25年3月に船舶所有者に事前案内を行っています。</p> <p>【実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者状況リストの発送：平成24年5月 被扶養者状況リストの再送付（再依頼）：平成24年7月 <p>【送付対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送付対象事業所数：4,202件（対象被扶養者数：40,826人） <p>【被扶養者状況リスト提出状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出船舶所有者件数：3,837件（送付対象船舶所有者数の約91%） <p>【被扶養者資格の再確認による扶養解除数および解除理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養解除数：423人 扶養解除理由：就職（約75%）、収入超過（約12%）、結婚・離婚等（約5%）、死亡（約2%）等 <p>【財政効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者医療制度への支援金等は約2,500万円軽減される見込み。 		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては東日本大震災の影響により実施できなかったことから、船員保険の運営が全国健康保険協会に移ってからは初めての取組みとして、被扶養者の資格確認を行うことができました。 実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体の広報誌やHPにも記事を掲載し、協力を依頼したほか、被扶養者状況リストを送付した後も関係団体の広報誌や協会ホームページに再度記事を掲載し、再協力の依頼を行うなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行っています。 このような取組みを行ったこと等により、約91%の船舶所有者から被扶養者状況リストの提出があり、資格がない方に対する保険給付が行われることの防止及び高齢者医療制度への支援金等の軽減による被保険者や船舶所有者の保険料負担への軽減にもつながるなど、着実な成果があげられました。 25年度は、24年度の実施状況等を踏まえて、被扶養者状況リストの提出割合等がさらに高まるよう努めていきます。 	B	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画		評価等													
(5) レセプト点検の効果的な推進															
<p>【評価の視点】 査定事例の集約・共有化、自動点検機能の効果的活用等により、レセプト点検の効果的な推進のための取組みを行っているか。</p> <p>【目標指標】 ・被保険者1人当たり内容点検効果額：23年度を上回る（ただし、24年3月から社会保険診療報酬支払基金においてもシステムの改善による点検充実化がなされているため、数値による単純比較は難しいことに留意。）</p> <p>【検証指標】 ・被保険者1人当たり資格点検効果額 ・被保険者1人当たり外傷点検効果額</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>レセプト点検に係る知識・技術を取得するための実務研修会を実施したほか、審査医師（※）を含めた打ち合わせにおいて査定事例に関する情報の共有化を行う等レセプト点検の効果的な推進に努めました。目標指標としている内容点検の被保険者一人当たりの効果額は、前年度と比べ増加しました。 （※ 保険者に医学的な助言等を行なう医師）</p> <p>被保険者一人当たり効果額（ ）内は23年度の数値）</p> <table border="0"> <tr> <td>【目標指標】</td> <td>内容点検効果額</td> <td>1,732円</td> <td>(1,244円)</td> </tr> <tr> <td>【検証指標】</td> <td>資格点検効果額</td> <td>1,073円</td> <td>(1,638円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外傷点検効果額</td> <td>588円</td> <td>(606円)</td> </tr> </table>			【目標指標】	内容点検効果額	1,732円	(1,244円)	【検証指標】	資格点検効果額	1,073円	(1,638円)		外傷点検効果額	588円	(606円)
【目標指標】	内容点検効果額	1,732円	(1,244円)												
【検証指標】	資格点検効果額	1,073円	(1,638円)												
	外傷点検効果額	588円	(606円)												
<p><自己評価></p> <p>・支払基金による点検充実化が実施されている中、協会けんぽの査定事例の検証を全担当職員で行い、その分析・検討結果を取りまとめて共有する取組みにより、前年度と比べ内容点検効果額を向上させることができました。 また、点検員の質の向上を図るため、協会けんぽで実施している実務研修への職員の参加を促し、一人ひとりの技量の充実を図っています。</p> <p>・25年度は点検員を1名増員して効果額の向上を図るとともに、協会けんぽで実績を上げているレセプトの自動点検機能の導入に向け、システム改修の可能性についても検討を進める予定であり、効率的な点検体制の構築に努めていきます。</p>	A	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>												

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収			
<p>【評価の視点】 債権の発生を抑制するために、加入者資格を喪失した者の保険証の早期回収に努めているか。 発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。</p>	<p><事業報告（概要）> 無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却されない方に対して日本年金機構から催告を行い、その後も返却されていない方に対して船員保険部において再度文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。 また、発生した債権については、文書や電話による催告を行ったほか、支払督促等の実施などにより債権の回収の強化に努めました。</p> <p>24年度保険証回収率（（ ）内は23年度の数値） 95.7%（95.2%）</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険証を返却されていない方への返却依頼の文書の送付については、毎月遅滞なく実施できました。 ・また、日本年金機構から納入告知書を送付する際及び船員保険部から被扶養者再確認リストを送付する際に、保険証の早期回収への協力依頼のチラシを同封するとともに、関係団体の広報誌や協会ホームページに保険証の早期回収の記事を掲載し、船舶所有者及び加入者に対し保険証の早期回収への協力依頼の周知徹底に努めるなど、きめ細かな取組みを推進しました。 ・上記の取組み等により、平成24年度の保険証の回収率は95.7%となり、わずかながらですが平成23年度の回収率を上回る結果となっています。 ・債権の回収については、新規発生債権の早期回収に重点をおき、これまで行ってきた文書による催告と並行して電話による催告を行うよう工夫しました。 ・また、24年度には初の試みとして、再三の返納金催告にもかかわらず全く反応が見られない高額債務者に対し、法的手続きによる回収（支払督促）を3件実施したところ、一定の効果があったことから、25年度についても引き続き実施していきます。 	<p>A</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(1) 保健事業の効果的な推進			
<p>【評価の視点】 船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、特定健康診査及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図っているか。 加入者が受診しやすいように、健診実施機関及び特定保健指導の外部委託実施機関の拡大を図っているか。</p> <p>【目標指標】 ・特定健康診査実施率 ：被保険者41.7%、被扶養者29.3% ・船員手帳データ取込率：20% ・特定保健指導実施率 ：被保険者15.0%、被扶養者15.0%</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>船員保険においては、他の保険者（健康保険組合や共済組合）に比べて規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に点在していることや乗船中の船員との接触がとりにくいことなどから、効率的な健診の受診動奨や特定保健指導の実施が難しいという事情があり、特定健診及び特定保健指導の実施率はともに目標を下回っています。</p> <p>24年度においても、引き続き、被保険者を対象とした生活習慣病予防健診について、船の入出港に合わせた時間帯での健診車による健診や予約なしでの健診など、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施しました。 また、地方運輸局長指定の船員手帳健診指定医療機関に対して船員保険の生活習慣病予防健診委託契約の締結を働きかけ、その実施機関の拡充を図るとともに、特定保健指導の外部委託機関の拡大を図ることで、利用者の利便性を高める等の取組みを推進しました。</p> <p>被扶養者を対象とした特定健診については、市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報や特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進しました。</p> <p>なお、24年度は第一期特定健康診査実施計画の最終年度であり、厚生労働大臣が定めた特定健康診査等基本方針において、新たな特定健診及び特定保健指導の目標実施率が示されたことを踏まえ、これまでの実施状況や他保険者における実施率向上に向けた取組み等も参考としつつ、新目標を25年度からの5年間で達成するための第二期特定健康診査等実施計画を策定しました。</p> <p>24年度特定健康診査実施率（ ）内は23年度の数値） 被保険者 35.1% (33.8%) 、被扶養者 8.8% (8.8%)</p> <p>24年度特定保健指導実施率（ ）内は23年度の数値） 被保険者 5.3% (5.5%) 、被扶養者 0.4% (0.4%) 船員手帳データ取込率 19.6% (23年度) → 24年度 (25年8月末現在) は10月上旬判明予定。 被保険者健診実施機関 126 (23年度) → 137 (24年度) 被保険者特定保健指導実施機関 8 (23年度) → 37 (24年度) ※被扶養者の特定健診、特定保健指導については、集合契約の締結により全国約5万の健診実施機関及び全国約1万の特定保健指導実施機関において受診可能となっています。</p>		
<p><自己評価></p> <p>・保健事業の実施に当たっては、特定健診及び特定保健指導の実施率の引上げに向けて、健診等の実施機関の拡大、広報活動の強化、受診手続きの簡素化、及び被扶養者特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進し、積極的な事業展開を図りました。</p> <p>・被保険者の健診実施率については、平成21年度から23年度までの3年間は1%未満の増加（21年度 33.0%→22年度 33.7%→23年度 33.8%）ですが、平成24年度においては、被保険者の受診券の事前交付申請手続きを廃止し、年度初めに受診対象者全員の受診券を交付することにより、前年比1.3%の増加となり、一定の改善が見られました。</p> <p>・被保険者特定保健指導実施機関については、健診事業の運営を委託している船員保険会以外の契約健診実施機関にも拡大し、契約健診実施機関で健診を受診する方の利便性を向上させることができましたが、被扶養者健診受診率及び特定保健指導実施率については、前年度と同程度の水準にとどまりました。</p> <p>・24年度において、地方運輸局長指定の船員手帳健診指定医療機関に対し、船員保険の生活習慣病予防健診機関となるよう、幅広く働きかけたことにより、平成25年度においては、健診実施機関及び特定保健指導実施機関を大幅に増やすことができたところであり、25年度の健診実施率及び保健指導実施率の向上が期待されます。</p>	<p>B</p> <p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進			
<p>【評価の視点】 外部委託業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、加入者の健康に対する意識を高めるなど、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）> 24年度の特健康診・特定保健指導の実施率向上を目的に、以下の取組みを推進しました。</p> <p>【適切な広報を通じた、実施率の向上を図るための取組み】 船員保険部で使用する封筒の裏面を活用した広報を通年で実施したほか、医療費通知や被扶養者資格の再確認実施時における健診に関するチラシの同封や船舶関係団体等のご協力の下、「船員ほけん」、「船員しんぶん」等の機関誌を活用した広報に取り組みなど、多角的に広報を実施しました。また、生活習慣病予防健診（被保険者）及び特定健診（被扶養者）をまだ年度内に受診されていない方を対象とした広報を、11月に船舶所有者を通じて実施しました。（未受診勧奨船舶所有者3,685）</p> <p>【健康に対する意識の向上を図るための取組み】 労使関係団体の研修会等に保健師等を派遣することによる出前健康講座の実施、健診結果にあわせた生活習慣の改善等についての健康情報を記載した冊子の送付等、被保険者の健康に対する意識を向上させるための取組みを実施しました。</p> <p>【受診券申請手続きの省略による手続きの簡素化】 被保険者への受診券の事前交付申請手続きを廃止し、年度初めに船舶所有者に対して健診案内のパンフレット等を送付する際に、あらかじめ生活習慣病予防健診の対象となる者全員の受診券を交付することとし、受診手続きの簡素化を行っています。</p> <p>【被扶養者の特定保健指導の利用者負担額の軽減】 被扶養者に対する特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）にかかる保険者負担の上限額をそれぞれ引き上げるにより、利用者の負担額を軽減しました。（※集合契約A機関の場合は無料）</p> <p>【市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報の実施】 年度初めに船舶所有者を通じて被扶養者の特定健診受診券等を配布する際に、市町村が実施するがん検診についても、特定健診と同時に受診できる場合がある旨の広報を行っています。</p> <p>【船員手帳の健康証明書の写しの取得】 7月に船舶所有者3,728に前年度に生活習慣病予防健診が未受診である方の船員手帳健康証明書の写しのご提出を依頼しました。また、船舶関係団体等に広報のご協力をいただきました。</p>		
<p><自己評価></p> <p>・特定健康診査及び特定保健指導実施率向上のため、実施機関の拡大、広報活動の強化、手続きの簡略化、及び被扶養者特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進することにより、実施率の向上に努めました。</p> <p>・この結果、被保険者の健診実施率については、一定の効果が得られ、特に、35～39歳の特定健康診査の対象外である若い世代の健診実施率が40歳以上の健診実施率に比べ高い増加率となりましたが、総体としては、特定健診及び特定保健指導の実施率の大幅な改善を達成することは依然としてできていません。 24年度被保険者健診実施率（ ）内は23年度の数値） 35～39歳 42.6%（40.1%）、40～74歳 35.1%（33.8%）</p> <p>・なお、24年度においては、25年度から、低水準にとどまっている被扶養者の健診実施率向上のための取組みを実施するに当たり、新たな健診機関との契約に向けた準備作業等を鋭意進めるとともに、25年3月、医療費通知を送付した際及び被扶養者資格確認の事前案内を送付した際に、25年度からの新たな取組みを踏まえたチラシを同封し、加入者及び船舶所有者に周知広報を行っています。</p> <p>①これまで被保険者のみに実施していた生活習慣病予防健診を希望する被扶養者についても受診可能とし、健診内容の充実化を図っています。</p> <p>②特定健康診査の保険者負担の上限額の引き上げにより利用者負担額を軽減（※集合契約A機関の場合は無料）しました。</p> <p>③年度当初に送付する受診券を自宅（被保険者登録住所）へ直送しました。（今後、年度途中の未受診者への勧奨も自宅へ送付する予定。）</p>	<p>B</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み			
<p>【評価の視点】 加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成23年度より実施している「船員保険生涯健康生活支援事業」を平成24年度においても引き続き実施することとしているが、 「個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供」、 「健康増進を図るための普及啓発素材の作成・配布」、 「レシピデータ及び健診データ等を活用した調査研究」 といった取組みを実施できているか。</p>	<p><事業報告（概要）> 加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的とした「船員保険生涯健康生活支援事業」を以下のとおり実施しました。 【個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供】 平成24年1月から平成24年12月までに生活習慣病予防健診を受診した被保険者の一人ひとり健康状況に応じた情報提供冊子を作成し配布しました。（約16,000部） 【健康増進を図るための普及啓発素材の作成、配布】 船舶内の食事をテーマに取り上げた小冊子「健康を守る食生活のポイント」を作成し、被保険者及び船舶所有者に配布しました。（約65,000部） 【出前健康講座の実施】 船員労使団体からの依頼を受け、船員労使団体が主催する研修会に保健師を講師として派遣しました。（2回実施） 【レシピデータ及び健診データ等を活用した調査研究】 今後の健康づくりの取組み等の検討に役立てるため、レシピデータ等を活用し、加入者の医療費の傾向や平成23年度にオーダーメイドの情報提供冊子を受け取られた方のその後の受診行動について調査研究を実施しました。</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーダーメイドの情報提供（個々人の健診結果に応じて健康に関する情報を提供）においては、情報提供冊子の送付者に対するアンケート調査によれば、情報提供冊子を読んだ後に健診結果や生活習慣に対する意識の変化があり、生活習慣の改善に取り組む意思を見せた方が約9割にのぼっています。また、2年連続で情報提供冊子を受取られた方の約半数が医療機関への受診や生活習慣の見直しなどの取組みを行っていることが確認できました。これらのことから、当該取組みは一定の成果を挙げたものと考えています。 ・船舶内の食事をテーマとする普及啓発素材の作成・配布に当たっては、関係機関から情報収集するとともに、船員の方に調理を教えている方に直接取材するなどの方法により、船員の視点や実態に沿った普及啓発素材を作成し、船員の健康増進に努めました。 ・出前健康講座においては、船員保険加入者（実際に船舶に乗り組む運航管理者や乗組員など）に健康について学習する機会を設け、生活改善や生活習慣病予防などをテーマとした講義を行い、疾病の予防や生涯にわたり健康生活が送れるように支援に努めました。 ・レシピデータ等を活用した調査研究においては、今後の健康づくり事業の検討に資するための加入者の医療費の傾向の把握に努めました。 	<p>A</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画		評価等	
(4) 福祉事業の着実な実施			
<p>【評価の視点】 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等について、蓄積されたノウハウを有する一般財団法人船員保険会、公益社団法人日本水難救済会に業務を委託し実施することにより、円滑な事業運営、加入者の生命の安全の確保及び福利厚生の上向上に努めました。</p> <p>また、保養事業に関しては、厚生労働省保険局の「船員保険制度に関する懇談会」において船員保険福祉センターの取扱いが示され、4カ所ある船員保険福祉センターのうち、1カ所は船員保険福祉センターとしての存続に向けた売却手続きを進め、3カ所は廃止することとされた一方で、今後は時代背景や船員ニーズの変化等を踏まえ、より多くの船員保険関係者が利用可能な「新たな福祉事業」の創設について、被保険者及び船舶所有者の意見を伺いながら、協会において検討を行うこととされました。このため、協会では、船員保険関係者で構成する保健福祉事業のあり方に関する検討作業チームにおいて、具体化に向けた検討を開始しました。</p>		
<p><自己評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、医師から応急処置の助言や指示が受けられる無線医療助言事業や医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業についての着実な実施に努めました。 ・無線医療助言事業については、船員保険病院において実施されているが、この船員保険病院の運営主体が平成26年4月に変更される予定であり、平成24年度においては、事業が円滑に継続実施されるよう関係団体との調整や新たなシステム構築の準備作業等を着実に進めることができました。 ・保養事業については、これまでの取組みに加え、24年9月、「船員保険制度に関する懇談会」において、4つの船員保険福祉センターの取扱いとともに、「より多くの船員保険関係者が利用可能な『新たな福祉事業』の創設について、被保険者及び船舶所有者の意見を伺いながら、協会において検討を進める」とされたことを踏まえて、船員保険労使団体の代表から成るワーキングを開催し、新たな福祉事業の具体化に向けた検討作業に着手しました。 	<p>A</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

全国健康保険協会の業績に関する評価（組織運営及び業務改革）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等						
<p>【評価の視点】 23年度における新しい業務プロセスを踏まえたシステムの要件定義を受けて、24年度から、段階的に新システムの設計及び構築を進めているか。</p>	<p><事業報告（概要）> 現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、23年度における要件定義を受けて、24年度から段階的に新システムの設計及び構築を実施しています。</p> <p>○ 基盤（ハードウェア）導入業務については、24年7月に一般競争入札（総合評価落札方式）を実施、最終的に8月に受託事業者を決定し、基本設計を終えた後、25年1月から詳細設計を開始しました。また、24年12月には、2箇所のデータセンターの調達を実施しています。</p> <p>○ アプリケーション設計・開発業務については、8月に入札公告を実施したが、入札が不調となったことから、これらの要因等を踏まえつつ、仕様の見直しを行い、25年1月の意見招請を経て、同年2月に再度入札公告を実施しました。</p> <p>※ アプリケーション設計・開発業務については、再度入札公告を実施することとなりましたが、事業者が応札しやすいよう業務領域を分割するなどの工夫を行った結果、問題なく受託事業者を決定しています。（25年5月）今後予定される各種調達についても、適切かつ迅速に進め、予定している26年度の新システムの稼働に向け、着実に設計・構築等を実施していきます。</p>						
<p><自己評価> 基盤導入業務については、受託事業者から週次や月次での進捗状況の報告を求め、スケジュール遅延等のリスクが見込まれる場合は対応策を求めるなど、プロジェクト管理を行っています。これまで基本設計・詳細設計工程においては、スケジュール通り順調に進めることができました。 アプリケーション設計・開発業務については、再度入札公告を実施することとなりましたが、事業者が応札しやすいよう業務領域を分割するなどの工夫を行った結果、受託事業者を決定しています。（25年5月）今後予定される各種調達についても、適切かつ迅速に進め、予定している26年度の新システムの稼働に向け、着実に設計・構築等を実施していきます。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">B</td> <td style="width: 45%; text-align: center; vertical-align: top;"><委員ご意見></td> <td style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: top;"><最終評価></td> </tr> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	B	<委員ご意見>	<最終評価>			
B	<委員ご意見>	<最終評価>					

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
<p>【評価の視点】 協会の組織・人事制度運営にあたっては、以下の観点から適切に運営し、必要に応じて改革を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と支部の支援関係及びガバナンス、支部内部部門間の連携強化 ・実績や能力本位の人事の推進 ・協会の理念を實踐できる組織風土の定着 ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・リスク管理 <p>【検証指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事務処理誤り」発生件数 	<p><事業報告（概要）></p> <p>○本部と支部の支援関係及びガバナンス、支部内部部門間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部長会議の開催（9月、1月及び3月）、ブロック会議（全国6ブロック）への本部役職員の出席等により本部と支部間の情報共有や意見交換を実施しました。 ・運営委員会において運営委員と支部評議会議長との意見交換を実施し、また、支部の評議会へ役員が出席するなど、支部評議会との連携強化を図りました。 ・協会全体の業績向上と支部間格差の縮小に向けて、レセプト点検等の業績や取組みが進んでいない支部を中心に、本部の役職員が随時に支部へ訪問し、指導や意見交換を行っています。（16支部） ・担当者レベルの会議（総務、企画、レセプト、保健）を開催し、指導の徹底と意見交換を実施しました。 ・事務室が2カ所に分散していた東京支部を1カ所（1フロア）に統合し、支部内の部門間連携の強化を図りました。（8月） ・大阪支部の業務部を2部化（10月）へ組織を見直し、運営体制の強化を図りました。 <p>○実績や能力本位の人事の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広く労務管理を行う必要がある管理職員については、評価内容及び着眼点を具体的に記述し、より実態に即した評価項目とする等、人事評価要領の改正を行い、上期の実績評価から運用を開始しました。 ・適材適所、人材育成、組織活性化を目的として、10月に全国規模の人事異動・配置換（転出入183名、全体577名）を実施しました。 ・人事制度については「人事制度検討委員会」を設置し、協会の理念を實踐できる人材を育てていくため、「期待する職員像」を検討し、「期待する職員づくり」を基本とした制度づくりの検討を進めています。 <p>○協会の理念を實踐できる組織風土の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度の節目となる4月、10月及び1月に理事長から全職員に対してメッセージを發出し、協会のミッションや目標についての徹底を図りました。 ・協会の事業展開、取組みを支え、発展させることができる新たな組織風土の定着と職員の意識改革をさらに促すため、協会独自の人事制度を構築する人事制度改定について、人事コンサルタントの支援を得ながら、検討しています。 <p><次頁に続く></p>		
<p><自己評価></p> <p>(1)本部と支部の支援関係及びガバナンス、支部内部部門間の連携強化 協会が組織目標を達成するためには、本部と支部、支部と支部が密接に連携し一体感を持つことが重要であり、役員や支部長をはじめ担当者レベルでの会議等の開催を通じて、目標の達成に向けて意思の共有が図られ、組織一体となった取組みが行われたものと考えます。 また、協会設立当初より事務室が2カ所に分かれていた11支部の統合計画については、東京支部の統合を実施したことにより9支部が完了し、支部運営の効率化、部門間の連携の強化が図られました。</p> <p>(2)実績や能力本位の人事の推進 よりの確な人事評価が行えるよう評価要領の改正を行うとともに、着実に人事評価制度を運用しました。また、10月に実施した全国規模の人事異動では、職員の約1割が支部間で異動し、全体で約1/4の職員が担当業務の配属換えを実施したことにより、組織の活性化や人材育成に大きな効果をもたらしています。</p> <p>(3)協会の理念を實踐できる組織風土の定着 理事長のメッセージを節目において全職員へ發出し、協会が負うミッションや目標を随時に理解し、實踐するよう徹底を図ったほか、職員の意識改革と新たな事業展開と取組みを支えるための人事制度へ改定するため、コンサルタントの支援を得ながら検討を進めています。</p> <p><次頁に続く></p>	<p>B</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
<p>【評価の視点】 協会の組織・人事制度運営にあたっては、以下の観点から適切に運営し、必要に応じて改革を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部と支部の支援関係及びガバナンス、支部内部部門間の連携強化 実績や能力本位の人事の推進 協会の理念を実践できる組織風土の定着 コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 リスク管理 <p>【検証指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事務処理誤り」発生件数 	<p><事業報告（概要）></p> <p><前頁からの続き></p> <p>○コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に行動規範小冊子を配布し、常時携帯させコンプライアンス基本方針、行動規範、法令違反通報制度に対する意識の醸成を図っています。24年度には本部コンプライアンス委員会を10月と2月に開催し、法令違反通報事案についての措置の決定及び報告等を行うとともに、セクシャルハラスメントの防止及びパワーハラスメントの防止をテーマとして取り上げたコンプライアンス通信第3号・第4号を発行しました。また、セクハラ相談員を対象とした研修の実施や支部において全職員を対象としたハラスメント防止研修を実施する等、積極的な防止対策に取り組みました。 個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底するため、個人情報の管理状況の点検を随時実施しました。 加えて、企画総務担当者説明会をブロック別に実施し、ハラスメント、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する留意事項を説明し、周知徹底を図りました。また、説明会に参加した職員が各支部において伝達研修を行うなど、コンプライアンス、個人情報管理、情報セキュリティ対策の徹底を図りました。 <p>○リスク管理</p> <p>25年3月に第4回リスク管理委員会を開催し、被災時の事業継続計画の策定に関する作業の進め方、25年以降のリスク管理委員会の進め方について議論を行いました。また、協会におけるこれまでのリスク管理に関する運用実態等を動案して、24年度中に「全国健康保険協会リスク管理規程」及び「危機管理マニュアル」の見直しを実施し、新たに25年4月から適用しております。</p> <p><次頁に続く></p>		
<p><自己評価></p> <p><前頁からの続き></p> <p>(4)コンプライアンス、個人情報保護の徹底</p> <p>職員に行動規範小冊子を常時携帯させるとともに、研修等の機会を通じての周知徹底、コンプライアンス通信の発行、さらに委員会の開催等により意識の醸成が図られています。また、ハラスメントの防止に重点を置いた、セクハラ相談員をはじめ全職員を対象とした研修の実施や、個人情報保護についても新入職員採用時研修等により、徹底を図っています。</p> <p>(5)リスク管理</p> <p>被災時の事業継続計画の策定に関する作業の進め方等について議論し、「全国健康保険協会リスク管理規程」及び「危機管理マニュアル」の見直しを行うなど、適切にリスク管理を実施しております。</p> <p><次頁に続く></p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
<p>【評価の視点】 協会の組織・人事制度運営にあたっては、以下の観点から適切に運営し、必要に応じて改革を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と支部の支援関係及びガバナンス、支部内部部門間の連携強化 ・実績や能力本位の人事の推進 ・協会の理念を實踐できる組織風土の定着 ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・リスク管理 <p>【検証指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事務処理誤り」発生件数 	<p><事業報告（概要）></p> <p><前頁からの続き></p> <p>●事務処理誤り発生件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数：2,026件（平成23年度 427件） 平成23年度比1,599件増加 ※発生件数：2,026件のうち、任意継続被保険者の資格記録と保険料納付記録について全支部で自主点検を行った結果判明した1,430件を含む。 ・任意継続被保険者は、毎月の保険料の納付を行うことが加入の条件であるが、資格記録がありながら保険料納付記録が存在しない記録が1,430件発生した原因としては、 ①事務処理マニュアルにおいて、システムから月々出力される未納者リストの処理方法が明確に示されていないこと、 ②加入者が保険料納付を忘れ協会支部においても納付確認を失念したことによるものです。全支部に対して、事務処理方法について確認もれが発生しないよう改めて徹底しました。 ・事務処理誤り発生件数の増加を踏まえ全支部が参加する業務改革会議において、事務処理の手順や確認項目を記した「事務処理手順書（傷病手当金・高額療養費・療養費）」並びに「申請書管理の手引」を作成し、事務処理誤りの発生防止に努めました。 ・掲示板に毎月の事務処理誤りの事案の全件を掲載し、支部では事務処理誤り発生防止のための勉強会等を開催するとともに、自主点検を適宜実施し同様の事務処理誤りの発生防止に努めました。 <p>●事務処理誤り発生件数（船員保険）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数：41件（23年度 12件） 23年度比29件増加 		
<p><自己評価></p> <p><前頁からの続き></p> <p>23年度と比較すると1,599件増加しました。大幅に増加した要因は、支部での自主点検により判明した任意継続被保険者の資格記録と保険料納付記録に相違があるためです。</p> <p>【その他事務処理誤りの主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用及び給付に関する誤り 23年度150件 ⇒ 24年度247件 ・入力誤り 23年度 55件 ⇒ 24年度169件 <p>発生した事務処理誤りについては、引き続き掲示板に掲載し、同様の事務処理誤りの発生防止に努めていきます。</p> <p>また、今年度も昨年度に引き続き、全支部が参加する業務改革会議で「事務処理手順書（健康保険任意継続・出産手当金）」を作成し、事務処理誤りの発生防止に努めることとしています。</p> <p>26年度に実施する業務・システム刷新においては、申請書のデータ化を外部委託することとしており、これによりデータ品質の向上が図られ、入力誤りは減少すると思われまます。</p> <p>船員保険の事務処理誤りに関しても、23年度より増加していますが、大部分は入力誤りや確認事項の見誤り等の単純なミスであり、このような状況も踏まえ24年度内には入力処理結果の確認リストを改善し、入力チェックを行い易くする等の対策を講じることにより再発防止に努めています。</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
<p>【評価の視点】 階層別・業務別研修の実施、eラーニングの実施や通信教育の斡旋等による多様な研修機会の確保により、人材育成の推進に取り組んでいるか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>各階層に求められる役割についての理解と必要な能力の修得を目的とした階層別研修、各業務に必要な知識の習得、スキルのアップを目的とした業務別研修、支部の実情に応じた支部別研修を実施し、人材の育成・開発を推進しました。</p> <p>階層別研修として、部長研修、グループ長研修、リーダー研修、スタッフ研修、既卒者採用時研修、新卒採用者研修等、9講座で計19回開催し、特に役員が協会のミッションや目標、業務・システム刷新の目的、それぞれの階層に期待すること等を直接研修生に講話する機会を設けるとともに、組織マネジメント、リーダーシップ、問題解決力等について研修を行いました。協会設立四年目を迎え、各職員には今まで以上に主体的な行動が求められることから、新たな目的に沿って研修テーマの集約を行うとともに、特に若手職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようキャリア開発研修を行いました。</p> <p>業務別研修については、業務基礎研修、統計分析研修、CS向上研修、レセプトスキルアップ研修、保健師研修等9講座で計18回開催し、各業務の特性に応じた内容及び形態で研修を行いました。特に保健師を対象とした研修においては、保健師としてのスキル向上だけでなく、協会職員としての自覚や意識の醸成を図ることを目的とした講座をカリキュラムに入れました。またレセプトスキルアップ研修については、診療報酬改定説明を中心とした研修を医科・歯科計4回実施したほか、全国を13ブロックに分けて研修を行うブロック研修会やレセプト点検員全員が参加出来るよう支部単独研修会を実施する等、より多くの職員が受講できるようにしました。</p> <p>24年度に新たにグループ長又はリーダー（専門職を含む。）へ登用された職員を対象として、それぞれに必要な知識の習得を目的とした研修をインターネットを介したeラーニングシステムを活用した自主学習形式により実施しました。</p> <p>職員の能力開発の機会を増やすため、自己啓発のための通信教育講座の斡旋を行い、24年度は受講経費の一部を協会が負担する受講推奨講座の拡大を図っています。</p>		
<p><自己評価></p> <p>階層別研修では、9講座で計19回開催し469名の職員が受講しました。スタッフ職以上の研修においては、協会のミッションを実現するための「創造的課題」に発想を広げるための意識改革とスキル強化をポイントとして、実践的な演習を中心に各階層に必要なスキル（部長研修では、変革のビジョンを考え、これを組織に効果的に伝えるスキル等）の習得に繋げることができました。</p> <p>新たな役割に必要な基本的な知識の習得を効率的に行うため、e-ラーニングを活用し、87名の新任者が役割に期待される役割、マネジメントに必要な知識、役割に対する心構え等の理解が図られました。</p> <p>業務別研修は、9講座で計18回開催し780名の職員が受講しました。特に保健師を対象とした研修においては、保健師としてのスキル向上だけではなく、協会職員としての自覚や意識の醸成を図ることを目的とした講座をカリキュラムに入れる等、内容の充実を図りました。</p> <p>自己啓発を促進するための通信講座について、協会が推奨する講座数を拡大したこと等により、その申込者数は、23年度は170名であったのに比べ24年度は319名に増加し、自己啓発に対する意識づくりの促進が図られています。</p> <p>これら多様な研修機会の確保により、人材育成の推進に積極的に取り組みました。</p>	<p>B</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画		評価等	
<p>【評価の視点】 地域の実情を踏まえつつ、よりよいサービスの平準化を目指して、各支部の創意工夫を互いに提案・検討できる機会を設け、具体的な改善に取り組んでいるか。 業務の見直しに取り組んでいるか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>●業務改革会議</p> <p>よりよいサービスの提供や事務処理の効率化等を目指し、平成21年度より全支部が参加し年度ごとにテーマを決め、支部で創意・工夫した取組みの好事例を検討する場として業務改革会議を開催している。</p> <p>平成24年度は、事務処理誤りの発生防止を目的として、事務処理の手順や確認項目を記した「事務処理手順書(療養費・高額療養費・傷病手当金)」と、申請書等の紛失・処理遅延を防止するための管理・点検を記した「申請書管理の手引」を作成し活用している。</p>		
<p><自己評価></p> <p>平成21年度から、よりよいサービスの提供や事務処理の効率化等を目的に、全支部が参加して各支部で創意・工夫した取組みの好事例を共有し検討する場として業務改革会議を開催している。</p> <p>平成24年度は、事務処理誤りの発生防止を目的として、事務処理の手順や確認項目を記した「事務処理手順書(療養費・高額療養費・傷病手当金)」、申請書等の紛失・処理遅延を防止するための管理・点検を記した「申請書管理の手引」を作成した。平成25年度についても、事務処理誤りの発生件数が増加していることから、さらに「任意継続被保険者関連」及び「出産手当金」の手引の作成を行うこととしている。</p>	<p>B</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
<p>【評価の視点】 平成22年度に策定された事務費削減計画を踏まえ、サービス水準の確保に留意しつつも、経費の削減に努めているか。</p> <p>【検証指標】 ・保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合（件数）、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>協会の逼迫した財政状況に鑑み、22年度から24年度の3年間において、財政再建のための特例措置が講じられているところであり、協会としても自ら財政再建策の一つとして、22年8月に事務経費削減目標を定めた全国健康保険協会事務経費削減計画を策定しました。</p> <p>具体的には、24年度までに22年度予算を基準として、業務経費（法令上保険者に義務付けられている健診・保健指導に係る経費、医療費適正化に係る経費等を除く。）については4%以上に相当する額を、一般管理費（人件費等に係る経費を除く。）については8%以上に相当する額を、それぞれ削減するというものです。</p> <p>この計画に則り、24年度における削減対象となる予算額は、22年度予算額に対して、業務経費で14.7%（約26億円）を削減、一般管理費で17.5%（約20億円）を削減し、計画を達成しました。</p> <p>事務費の削減に向けた取組みとしては、サービス水準の確保に留意しつつ年金事務所窓口職員の効率的配置を行い経費の節減を図ったほか、各支部で調達している消耗品については、23年度よりWebによる発注システムを導入し、各支部での発注手続きの簡素化、スケールメリットによるコストの削減、随時発注による在庫の削減を図りました。</p> <p>調達にあたっては、契約の透明性を高め、調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は、一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部及び支部ともに調達審査委員会において個別に妥当性の審査を行った。これら調達実績については、ホームページ上で公表することにより透明性の確保に努めた。24年度における100万円を超える調達件数全体では、事業の見直し等により、23年度と比べ97件の減少（23年度507件⇒24年度410件）となり、うち競争性のない随意契約の件数は61件の減少（23年度222件⇒24年度161件）となっています。24年度における契約件数全体に占める随意契約の割合は、39.3%（23年度43.8%）です。</p> <p>支部においては、支部別の財政状況を的確に把握できるようにするため、本部で支払いを行っている支部に帰属すべき経費も含めた支部別の経費の内訳を毎月各支部に提供し、各支部の経費削減等に活用しました。</p> <p>コピー用紙等の消耗品の使用状況としては、A4コピー用紙は23年度と比べ785箱の減少（23年度40,760箱⇒24年度39,975箱）、署名活動をはじめとした周知広報のため、プリンターターナー（黒）は23年度に比べ81個の増加（23年度3,028個⇒24年度3,109個）、プリンターターナー（カラー）は23年度に比べ66個の増加（23年度2,238個⇒24年度2,304個）です。</p> <p><保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数></p> <p>【健康保険】 23年度 3,003件 → 24年度 2,825件</p> <p>【船員保険】 23年度 1,289件 → 24年度 1,545件</p>		
<p><自己評価></p> <p>調達実績は事業の見直し等により、23年度に比べ24年度は97件減少しています。随意契約の件数については、システム関係契約、事務室賃貸契約及び窓口相談委託契約の減少等により、23年度と比べ61件減少させることができました。</p> <p>コピー用紙等の消耗品については、職員のコスト意識を高めるとともに、両面印刷や集約化、コピー用紙の再利用などに取り組み、23年度と比べて、コピー用紙は1.9%の削減ができました。</p> <p>しかしながらプリンターターナーは、24年度に実施した署名活動をはじめ、周知広報や資料作成等による印刷物の増加等により2.8%増となりました。</p> <p>事務経費削減に向けた取組みとして、年金事務所窓口職員の効率的配置による経費節減や、Webを活用した消耗品発注システムの導入に伴い必要部数を安価な価格で発注することにより、スケールメリットによるコストの削減及び事務軽減と適正な在庫管理が図られています。またプリンターターナーや封筒などを本部一括調達する仕組みを取り入れ事務費削減効果を上げています。</p>	<p>B</p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>

全国健康保険協会の業績に関する評価（その他）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等			
<p>【評価の視点】 支部管内の事業主（健康保険委員）との連携を進めるため、どのような取組みを行っているか。保健事業の推進などについて、よりよい協力関係を築き、事業主等との連携強化を図っていくため、どのような取組みを行っているか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>【事業主への働き掛け】 24年度には、事業主及び加入者の保険料負担の軽減を求めるための署名活動を行い、多くの事業主及び加入者の協力の下、320万筆を超える署名を集めることができました。この署名活動をきっかけとして協会の取組みに理解を示していただける事業主や加入者が増加し、多くのマスコミでも取り上げられるなど、国や国会議員等に協会の切実な財政状況を訴えるための広報としても非常に効果の高いものであったと考えております。 また、健康に対する事業主の意識を高めていただくために、支部幹部職員が中心となり、個別事業所単位の健診・医療費データを活用した「事業所健康度診断」を事業所訪問時に持参し、保健指導の必要性を理解いただけるよう積極的に訪問勧奨を行いました。 特に、鳥取支部においては、事業主との距離を縮めるため営業力のある職員の育成を目的としたマニュアルを作成、活用し154事業所のうち83事業所で保健指導を受け入れて頂きました。この取組みについては、25.3月の全国支部長会議の場において、鳥取支部より他の支部の取り組みに活用できるよう実施手順についての詳細説明を行いました。</p> <p>【事業主との連携強化】 健康づくり推進協議会や支部評議会、地域職域連携協議会等を通じ、協会支部における保健事業を円滑かつ効果的に推進するため、事業主等から支部に対し必要な提言及び助言等幅広く意見をいただき以下のような取組みを行っています。 ・事業所も被扶養者の健診受診拡大に活用した方が良いとの意見をいただき、事業所にも被扶養者の健診について積極的な広報を行いました。 ・年に2回健診を実施する事業所において1回目の健診結果をもとに2回目の健診時に保健指導を実施してはどうかとの意見をいただき実践しました。 ・保健指導の効果を把握することで保健指導を利用しない従業員への周知が行いやすいとの意見をいただき、保健指導利用後の効果（腹囲、体重の変化）を事業主にフィードバックしています。その他にも、多くの意見をいただき事業主との身近な関係構築に努めています。 <参考：健康づくり推進協議会委員構成> ・被保険者代表、事業主代表、健康保険委員代表、保健医療関係者、学識経験者、その他必要と認められる者（行政等） から、15名以内で構成。 24年度の1支部当たりの平均委員数は9名で、年間平均1.8回開催しています。</p> <p style="text-align: center;"><次頁に続く></p>			
<p><自己評価></p> <p>24年度は、協会の財政基盤強化や高齢者医療制度の見直しの必要性を事業主及び加入者、また協会以外の加入者にも幅広く理解を求めていく必要があり、協会の考え方を広く国民に訴えることを目的として「やれることは全てやる」という姿勢で様々な取組みを実施しました。 その中においても、事業主及び加入者との連携を深めるという点において、「署名活動」は効果の高いものであったと考えています。 また、保健事業の推進という点においては、多くの事業所を抱えている中で、出来るだけ多くの事業所との身近な関係を構築するため、事業所への訪問勧奨の工夫や、職員の営業力強化を図るほか、事業主等から意見や助言をいただきながら、事業所との連携を図るための健康づくり事業など様々な取組みを実施しています。 特に、鳥取支部での営業力のある職員の育成においては、過去に保健指導を断られた154事業所のうち、54%にあたる83事業所で保健指導を受け入れていただくなど大きな成果を上げています。 なお、24年度からは、健康保険委員表彰制度を制定し、理事長表彰70人、支部長表彰232人の合計302人の健康保険委員表彰も実施しています。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">A</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><委員ご意見></td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><最終評価></td> </tr> </table>	A	<委員ご意見>	<最終評価>
A	<委員ご意見>	<最終評価>		

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

I 24年度事業計画	評価等		
<p>【評価の視点】 支部管内の事業主（健康保険委員）との連携を進めるため、どのような取組みを行っているか。保健事業の推進などについて、よりよい協力関係を築き、事業主等との連携強化を図っていくため、どのような取組みを行っているか。</p>	<p><事業報告（概要）> <前頁からの続き></p> <p>【支部独自の健康づくり事業】 それぞれの支部において、健康保険委員研修会やウォーキング等の運動促進、禁煙促進運動、糖尿病等をテーマにした健康づくりセミナーの開催、職場における健康促進活動の支援、メンタルヘルス対策などの取組みを通じ事業主との連携強化を図っているほか、学校での健康づくり教育などにも取り組んでいます。【別紙6参照】</p> <p>【健康保険委員表彰制度の制定】 24年度からは、健康保険委員表彰制度を制定し、理事長表彰70人、支部長表彰232人の合計302人の健康保険委員表彰を実施しました。</p>		
<p><自己評価></p>	<p><委員ご意見></p>	<p><最終評価></p>	